資料１

にかほ市公営企業運営審議会運営規程（案）

（趣旨）

第１条　この告示は、にかほ市公営企業運営審議会条例（平成 17 年にかほ市条例第 182 号。以下「条例」という。）第７条の規定に基づき、にかほ市公営企業運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第２条　委員長を選挙する最初の審議会は、市長がこれを招集する。

２　審議会の招集通知は、委員に対し、開催日の 14 日前までに議案を付した文書で行うものとする。ただし、急を要するときは期日を短縮することができる。

（参集）

第３条　委員は、招集の日時に指定された場所に参集しなければならない。

２　出席することができない委員は、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

（議席の決定）

第４条　委員の議席は、委員長が定めるものとする。

（会議の開閉）

第５条　会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

（発言）

第６条　委員は、議長の許可を得た後でなければ発言することができない。

（会議録）

第７条　議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

（１）会議の日時及び場所

（２）出席した委員等の氏名

（３）会議に付した案件

（４）議事の内容

（５）その他必要事項

（会議の公開）

第８条　会議は、特に非公開とする相当の理由がある場合を除き、原則として公開するものとする。

（会議公開の周知方法及び時期）

第９条　前条の規定における会議の公開は、にかほ市公告式条例第２条別表に規定する掲示場での告示は、開催日 14 日前までに告示するものとする。

２　前項の告示については、開催日時、開催場所、付議案件等とする。

３　第１項のほか、にかほ市広報発行規則第１条で発行する広報等に掲載し、できる限り周知を図るものとする。

（傍聴人の定員）

第１０条　傍聴人の定員は、会議の会場（以下「会場」という。）の規模等を考慮して、その都度議長が定める。

（傍聴の手続等）

第１１条　会議を傍聴しようとする者は、会議の開会予定時刻までに、会場の受付で氏名及び住所を、にかほ市公営企業運営審議会傍聴人受付簿（様式）に記入し、事務局の指示に従って会場に入室するものとする。

２　傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了するものとする。

（傍聴することができない者）

第１２条　次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

（１）銃器その他危険な物を携帯している者

（２）酒気を帯びていると認められる者

（３）異様な服装をしている者

（４）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼり類を携帯している者

（５）笛、ラッパ、太鼓その他楽器類をもっている者

（６）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

２　児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の遵守事項）

第１３条　傍聴人は、傍聴席において次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

（２）談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと

（３）鉢巻き又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと

（４）飲食又は喫煙をしないこと

（５）みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと

（６）携帯電話の電源を入れないこと

（７）許可を得ないで傍聴席において写真又はビデオカメラ等の撮影、録音等をしないこと

（８）庶務を担当する職員の指示に従うこと

（９）前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

（違反に対する措置）

第１４条　傍聴人がこの告示に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（その他）

第１５条　この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って別に定める。

附　則

この告示は、平成21年７月３日から施行する。

様式（第１１条関係）

にかほ市公営企業運営審議会傍聴人受付簿

（　　年　　月　　日開催　第　　回にかほ市公営企業運営審議会会議）

No.	氏　　名	住　　所	備　　考